

# Q



# A

こんなとき

# どうしたの？

ここではベテラン相談員R子さんが、あらゆる相談にこたえます！



## Aさん「ハンコをおさなければ 契約は取り消せますか？」

5 電気ショップで20万円のオーディオをボーナス日払いの約束で買いました。そのときハンコをもっていなかったで、契約書には署名<sup>しよめい</sup>だけしかしませんでした。帰りに別の店を見たら、もっとカッコイイのが18万円で売ってましたので、こっちを買いたいと思います。前の契約はハンコを押していないので、契約を取り消せますか。



## 相談員R子「契約書がなくっても、契約は成立します」

10 契約は原則として口約束で成立します。契約書をつくることや署名<sup>しよめい</sup>や押印<sup>おういん</sup>（ハンコをおすこと）は必ずしも必要ありません。契約書は、ふつう約束したことやその内容について、あとで言い争いにならないように“証拠”を残す意味でつくるのです。ハンコをおさなかったからといって契約を一方的にやめるわけにはいきません。もちろん、契約書を勝手に破いても、解約したことになりません。ですから、高いものを買う場合には、いくつかの店を歩いてよく比較したうえで、一番気に入ったものに決めるようにしましょう。



## Bさん「『保証人』って何ですか？」

15 友達から「クレジットでバイクを買うんだけど、保証人をつけろっていうんだ。頼むからなってくれよ、絶対迷惑をかけないから」と頼まれました。保証人ってどういうことなんでしょうか。こんな場合どうしたらよいでしょうか。



## 相談員R子「保証人には全責任がまわってきます！」

20 保証人というのは、この場合は友達がバイクの代金を払わないときには「友達に代わってきみが払わなければならない人」という意味です。友達が支払えなくなったらきみの番です。日に何度も支払いの催促<sup>さいそく</sup>がきて、最後は、いやだといっても裁判所の命令で強制的にお金をもっていかれてしまいます。実際に買った友達と保証人のきみの責任は全く同じです。ですから、「保証人ぐらい」は絶対禁物<sup>きんもつ</sup>。友達が本当に払えるのかをよく調べること、もし自分の方に請求がきた場合に責任がとれる金額かどうかを確かめることが大切です。



**Q** Cさん 「友達の代わりに借りてあげただけなのに……」

「少しお金を借りたいんだけど、おれはちょっと都合が悪いんだ。きみの名前で借りてくれないか。絶対だいじょうぶだから」と頼まれて、私の名前で消費者金融会社から10万円を借りました。私はこれを全額友達に渡して、ぜんぜん使っていないのですが、私がこの借金を返さなければいけないのでしょうか。

5

**A** 相談員R子 「ぜんぜん使ってなくても、あなたの責任です！」

友達のためならと友情にあついのはけっこうですが、もっと慎重に考えて下さい。あなたの名前で借りてあげるということは、消費者金融会社の側からみれば、借り手であるあなたを信用して貸すのですから、返す責任はあなたにあります。借りたお金を誰が使っているかは関係ありません。「なんてひどいヤツ！」と友達をうらんでもあとの祭りです。こんなことは絶対にしないことです。

10

**Q** Dさん 「『名義貸し』って何ですか？」

ある業者からいいアルバイトがあると誘われ、消費者金融会社のキャッシングカードを作って試しに借り入れてみてほしいといわれました。返済は業者の方で行うからいっさい迷惑はかけないといわれ、借り入れたお金とカードを業者に渡し、普通より高額のバイト料をもらって帰りました。今になって不安になっていますが、大丈夫でしょうか。

15

**A** 相談員R子 「名前を貸すということは全責任をあなたがもつことです！」

これは「名義貸し」の被害ですね。あなたの場合も、本来の借り主はアルバイトをあっせんした業者ですが、貸す側の消費者金融会社はあなたの住所と氏名を信用して貸しています。とくに消費者金融会社があなたと業者の関係を知らない以上、「名前を貸しただけだ」といっても、あなたは消費者金融会社からの請求を拒むことはできません。名前を貸すことは、最後まで責任をもつことだと理解して下さい。いずれあなたに多額の請求がくるでしょう。

20

25

もし、誰かがあなたの免許証や健康保険証を黙ってもち出し、かってにあなたの名前で借りた場合は全く事情がちがいます。あなたには一切責任がありませんから、支払いを拒否できます。



## Q Eさん「キャッチセールスに捕まっちゃい…」

駅前で女性に呼び止められ、喫茶店で「これを飲むとやせて、<sup>はだ</sup>肌もきれいになります。効果の上がった人はたくさんいます」などと健康食品をすすめられ、1年分を45万円のクレジット契約で購入したところ、3日後に商品が送られてきました。

でもよく考えてみると1年分も飲み続けてよいものか不安ですし、効果についても疑問に思い始めました。契約を取り消すことができますか？



## A 相談員R子「耳を貸してはダメ、商品は開封せずに」

路上で道行く人をつかまえて、化粧品、英会話教材や会員権などを売りこむやり方をキャッチセールスと呼んでいます。あなたのように突然声をかけられ、「やせたい」と思う若い女の子の気持ちをうまく利用されて、よいことづくめの話をしつこくされると、冷静さを失ってついつい買う気にさせられてしまうものです。あとでシマッタと思っても時遅しです。セールスマンの“うまい話”は結局あとで水かけ論になってしまいますので、まず聞く耳をもたないことが一番です。

さて、あなたのケースは、アポイントセールスや訪問販売と同様に、契約書面を受け取って8日以内なら、クーリングオフで契約を撤回または解約することができます。また、1年分の商品というのは量が多すぎますので、もし一部を使ってしまったあとでも、残りを引き取らせることもできますから、残りの商品は開封しないようにして下さい。



### 解約の通知の書き方（文例）

- ・契約日：平成〇年〇月〇日
- ・業者名：
- ・業者の住所（所在地）：
- ・商品名：
- ・金額：

上記の日付の契約は  
解除します。  
住所  
氏名  
電話番号

平成△年△月△日

切手	郵便番号 □□□□□□
宛先住所 ××資格学校 代表者様	簡易書留 □□□□□□

郵便局で扱う簡易書留、できれば手紙で一般書留の内容証明・配達証明を利用し、販売会社に出しましょう。後者にすれば確実に通知を出した証拠などが残ります。平成△年△月△日と年月日をいれます。



## Fさん 「親の借金でも子が支払わなければならないのですか？」

私の父親が、消費者金融会社からの借金を苦にして蒸発してしまい、母親は病気で入院してしまいました。消費者金融会社から父親の借金を返済するように督促とくそくされています。

5

本当に私たちが払わなくてはいけないのでしょうか。



## A 相談員R子 「親と子は“他人の関係”です！」

まず、“親の借金は子の借金”ではありません。親と子は別々の人間です。消費者金融会社から金を借りたのが父親なら、それは父親と貸し手との間の契約です。子どもであるあなた方はもちろん、妻である母親にも、保証人や連帯保証人になっ10ていなければ、法律上の支払い義務はないと考えてよいのです。ですから、たとえ子であるあなたが支払いを求められても、貸し手の言葉をこわがることはありません。

また、万一、父親が亡なくなった場合には、亡くなったことを知ってから、または父親に借金があることを知ってから3ヶ月以内に、家庭裁判所に対し相続放棄の手続きをすれば、借金を受けつぐことはありませんので、早く家庭裁判所に相談して下さい。15

なお、入院費や生活費の問題があれば、市役所や福祉事務所へ相談に行くことをぜひおすすめします。

## 問題商法（悪質商法）の手口いろいろ

- キャッチセールス…… 「アンケートに答えて下さい」、「モデルになりませんか」、「絵の展示会を見に来ませんか」などと駅前や路上などで声をかけ、喫茶店や営業所で契約させるやり方。化粧品、エステ、会員権、絵画かんがうなどの勧誘が多い。20
- アポイントメント…… 「大至急連絡を」と書かれたハガキや、「抽せんに当たったから」などの電話で喫茶店や営業所に誘い出して、英会話教材、宝石、会員権、マンションなどを契約させる。
- 送りつけ商法……… 注文もしていないのに、本、アクセサリー、カニなどの商品を送りつけてきて、返品または購入しない意思を示さない限り、購入したものとして一方的に代金を請求してくるやり方。もちろん代金を支払う必要はありません。14日間（商品の引き取り請求をしたときは7日間）過ぎても引き取られなければ、品物を処分してもかまいません。25

「かせぎのいいアルバイト」とだまされて、こんな商法の加害者になったり、友人を紹介してトラブルにまきこまないように注意しましょう！

# Q&A アンド こんなとき どうしたらいいの？

「クレジットや消費者金融の借金のことで困ったときには、どこへ行けば・・・？」



**Q** Gさん「借金が多くて返せなくなったとき、クレジットトラブルにまきこまれたときの相談はどこが一番いいですか？」



**A** 相談員R子「全国の都道府県に弁護士会、司法書士会や、日本司法支援センター、消費生活センターがあります」

もし、それらがわからないときは、区役所や市役所の相談窓口で聞いて下さい。  
この本の巻末にこれら機関の電話番号や所在地を掲載してありますので参考にして下さい。



**Q** Hさん「相談に行くときには、何が必要ですか？」



**A** 相談員R子

借りている消費者金融会社の名前と所在地、電話番号、借りた金額、借りた月日、現在の残金のメモ、契約書やカード、領収書などの資料ももって行きましょう。



**Q** Iさん「消費者金融会社やクレジット会社などの取り立てがひどいときには・・・」



**A** 相談員R子

各都道府県庁や財務局の金融課に業者の名前や取り立てのやり方を届け出て、取り締まってもらいましょう。連絡先は電話帳や「104番」の電話番号案内でわかります。暴力や脅迫きょうはくを受けたとき、家の中にあがりこんで帰らないときには、最寄りの警察署へすぐ連絡しましょう。

## 早期解決のための5ヶ条

1. 苦しくなったら早目に弁護士などに相談をする。
2. 家族や職場の友人にウソをつかない。
3. 借金はすべて明らかにして隠さない。
4. むだな身の回り品を整理する。
5. 「多重債務はすぐ解決します」、「借金でお困りの方相談に応じます」などとチラシや新聞、インターネットなどで宣伝する「紹介屋」には絶対に行かない。あとで必ずひどい目にあいます。同様の弁護士や司法書士の広告でも注意が必要な場合があります。



## 紹介屋・整理屋・提携弁護士・提携司法書士に注意!!

多重債務者が急増するなかで、弁護士会などの適切な相談窓口を知らない多重債務者を食い物にする紹介屋・整理屋・提携<sup>ていけい</sup>弁護士・提携司法書士による二次被害が発生しています。

「紹介屋」は、スポーツ新聞や夕刊紙、新聞の折り込み広告、電話ボックスのチラシ、ダイレクトメールなどに「借入件数多い方でも即刻<sup>そつこく</sup>融資」、「低利切替一本化」などおとり広告を出して、多重債務者を集めています。とくに、最近では紹介屋がNPO法人（特定非営利活動法人）の認証<sup>にんしつじゆう</sup>を取得して、「借金苦解決」、「一人で悩んでいませんか」などと広告を出して、多重債務者を集めているケースもあります。

「紹介屋」は、多重債務者に消費者金融会社やクレジット会社を紹介して紹介料<sup>じゅうりょう</sup>を受領したり、多重債務者を提携する弁護士・司法書士の事務所に紹介して、提携弁護士・提携司法書士の事務所から多額の紹介料を受領しています。

提携弁護士・提携司法書士の事務所には、通常「整理屋」が入り込んでおり、整理屋が中心となって債務整理を行うとともに、事務所経営の主導権も握っています。複数の提携弁護士・提携司法書士の事務所を支配下におく大きな整理屋グループも出現しています。

「提携<sup>めいぎ</sup>弁護士・提携司法書士」は、整理屋に自分の名義<sup>めいぎ</sup>を使用させるのと引きかえに顧問料<sup>こもんりょう</sup>名目で高額な名義貸料<sup>めいぎがしりょう</sup>を受領するだけで、債務整理事件の処理にはほとんど関与していません。

また、2000年10月1日より日本弁護士連合会が弁護士業務広告を自由化したため、JRや地下鉄・バスの車内や、スポーツ新聞・週刊誌などに、「借金の債務整理をやります」、「自己破産・任意整理・個人再生手続きが専門です」、「一人で悩まず今すぐ相談を！」などと広告を出す提携弁護士も登場しています。

「整理屋」のように弁護士でないものが弁護士の名義を借りて債務整理事件を取り扱ったり、「紹介屋」のように紹介料を受領して債務整理事件を紹介あっせんすることは、弁護士法に違反し処罰されます。また、「提携<sup>めいぎ</sup>弁護士」や「提携司法書士」が、紹介屋から債務整理事件の紹介あっせんを受けたり、整理屋に自分の名義<sup>めいぎ</sup>を利用させることは、同じく弁護士法に違反し処罰されます。

